

# 綾部市ものづくり企業特別応援補助金

コロナ禍に対応するため、新型コロナウイルス感染予防対策など新しい生活様式による新規事業及び事業継続力の強化等に必要な生産設備を整備された市内のものづくり企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付します

## 対象企業

以下のいずれにも該当するもの

- 市内に工場が所在するものづくり企業  
※ ものづくり企業とは、日本標準産業分類に揚げる製造業を営む会社及び個人
- 市税に滞納がない企業(地方税法の規定による徴収の猶予を受けている企業を含む)

## 対象経費

補助金の交付対象となる経費は、以下に該当する生産設備の取得合計額(消費税及び地方消費税を除く)

- 市内の工場及び工場敷地内において、令和3年1月1日から同年12月31日までに新設、増設及び更新等した生産設備(取得合計額が100万円以上)

※ 生産設備とは、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに規定するもの(同条第1号に規定する建物のうち社宅又は寮の用に供するものその他これに類するものを除く)

## 補助金の額

対象経費の取得合計額(消費税及び地方消費税を除く)に、以下の率を乗じた額 (1,000円未満の端数があるときは切り捨てとなります)

- 大企業 1/3 (上限300万円)
- 中小企業者 1/2 (上限200万円)
- 小規模事業者 2/3 (上限100万円)

※ 対象経費に対し、国、京都府等による同様の補助金等(以下「国等の補助金」という)の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、補助金の額から国等の補助金の額を控除するものとします

申請方法は裏面をご確認ください

## ■ 提出期限

令和4年1月7日（金）

まで

## ■ 提出書類

- 綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付申請書（様式第1号）
- 整備された生産設備の明細及び領収書等の取得額を証する書類
- 対象経費となる生産設備の設置状況等が確認できる写真

## ■ 問い合わせ・提出先

綾部市商工労政課 〒623-8501 綾部市若竹町8-1  
● 電話 0773-42-4264（平日：午前8時30分～午後5時15分）

## ■ 交付申請書は市ホームページからダウンロードできます

### 綾部市ものづくり企業特別応援補助金

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kogyo/sangyo/kogyo/monodukurikigyoutokubetuouen.html>

## ■ Q&A

Q1：大企業、中小企業者、小規模事業者の定義を教えてください。

A1：定義は以下のとおりとなります。

- 大企業 … 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数300人を超える会社
- 中小企業者 … 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数300人以下の会社
- 小規模事業者 … おおむね常時使用する従業員の数20人以下の会社

Q2：綾部市ものづくり企業特別応援補助金について、何度も申請することはできますか。

A2：補助金の額が上限を満たすまでは申請できますが、できるだけ一度にまとめて申請してください。

Q3：中古の生産設備や改修等も対象となりますか。

A3：中古の生産設備も対象となります。ただし、改修等については資産価値が上がる場合（償却資産として申告される場合）のみ対象となります。